

千葉県農業委員会訓令（甲）第2号

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会事務局処務規程（昭和34年規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月14日

千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平

第3条の2第1項中「農政部農地活用担当部長」を「農政部長」に改める。

第6条第1項第1号から第9号までを削り、第10号を第1号とし、第11号から13号までを9号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第5号とし、第16号を第6号とする。

第6条第2項第3号を第13号とし、第2号を第12号とし、第1号を第11号とし、同項に第1号から第10号までとして次の10号を加える。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第1項第13号の規定による届出に係る事務
- (2) 法第3条の3の規定による届出に係る事務
- (3) 法第4条第1項第7号及び法第5条第1項第6号の規定による届出に係る事務（次のいずれかに該当する場合を除く。）
  - ア 届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合
  - イ 届出に係る農地等の転用に伴い、周辺農業者の農業上の土地利用に悪影響を及ぼす等により、紛争の生ずるおそれがある場合
  - ウ その他これらに準じる場合
- (4) 法第18条第1項第4号及び同項第6号の規定による届出に係る事務
- (5) 法第18条第6項の規定による通知に係る事務
- (6) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に関する農地転用の届出に係る事務
- (7) 法第3条第1項、法第4条第1項、法第5条第1項及び法第18

条第1項の規定による許可の取消しに係る事務（当該許可を受けたすべての者から願出があったものに限る。）

（8）法第43条第1項の規定による届出に係る事務

（9）非農地証明に係る事務（耕作放棄地に関するものを除く。）

（10）農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予に関する証明事務（同納税猶予に関する適格者証明及びこれに類する証明を除く。）

第6条第3項中「第1項」を「前項」に改める。

#### 附 則

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。